

国立劇場再整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-41	44	第5節. 2. (2)㊸警察用無線設備	g. 指揮所となる部屋には鍵付きの端子盤を設置し、端子盤内においてN型ジャックにより同軸ケーブルの端末処理を行う。	g. 指揮所となる部屋には鍵付きの端子盤を設置し、端子盤内には同軸ケーブルの端末処理が行えるようN型ジャックを引込ケーブルの本数分設置する。
2	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-41	47	第5節. 2. (2)㊸警察用無線設備	i. 指揮所を設置しない場合は、屋外車両駐車場付近に防水型端子盤を設置し、屋上、テラス等から防水型端子盤まで同軸ケーブルを配線できるルートを配管等により確保する。端子盤のサイズは幅500mm程度とする。また、端子盤内において、同様のケーブル処理を行う。なお、アンテナマストの本数及び同軸ケーブルの本数は5本とする。	i. 指揮所を設置しない場合は、屋外車両駐車場付近に防水型端子盤を設置し、屋上、テラス等から防水型端子盤まで同軸ケーブルを配線できるルートを配管等により確保する。端子盤のサイズは幅500mm程度とする。また、端子盤内には同軸ケーブルの端末処理が行えるようN型ジャックを引込ケーブルの本数分設置する。なお、アンテナマストの本数及び同軸ケーブルの本数は5本とする。
3	***_(添付2-6)来場者数データ				(記載なし)	※【添付資料2-6】「来場者数データ」を追加しますので、ご参照ください。
4	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2		大劇場 舞台吊物機構設備仕様表	(「No. 3 前舞台天井可変装昇降装置3」の「過積載表示」) ○	(削除)
5	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2		大劇場 舞台吊物機構設備仕様表	(「No. 16上 美術バトン2延長バトン(上手)」の「積載荷重(kg)」) 900	130
6	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2		大劇場 舞台吊物機構設備仕様表	(「No. 16下 美術バトン2延長バトン(下手)」の「積載荷重(kg)」) 900	130
7	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	2		大劇場 舞台吊物機構設備仕様表	(「No. 17 ライトブリッジ1(BL1・AL)」の「同期運転」) ○	(削除)
8	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	3		大劇場 舞台吊物機構設備仕様表	(「No. 88 大アッパー・ホリゾンライト」の「同期運転」) ○	(削除)
9	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	3		大劇場 舞台吊物機構設備仕様表	(記載なし)	(表枠外に追記) ※速度(m/分)に関して、0≒0.1と読み替えても構わない。

国立劇場再整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
10	69_(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表	2		小劇場 舞台吊物機構設備仕様表	(記載なし)	(表枠外に追記) ※速度(m/分)に関して、0≒0.1と読み替えても構わない。
11	78_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2		演芸場 舞台吊物機構設備仕様表	(「No.14 AL2」の「同期運転」) ○	(削除)
12	78_(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表	2		演芸場 舞台吊物機構設備仕様表	(記載なし)	(表枠外に追記) ※速度(m/分)に関して、0≒0.1と読み替えても構わない。
13	87_(添付4-15)建設工事費コスト管理計画書の内容及び提出時期	1		・建設工事費コスト管理計画書の内容	A. 入札時 D. 事業契約者に規定する内訳書確定時 <提出時期イメージ> A. 入札時	(削除) D. 事業契約書に規定する内訳書確定時 <提出時期イメージ> (削除)
14	115_(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	6	1. (3) ③ c.	業務責任者が不在の場合は、広報・営業担当者、企画担当者、及び運営スタッフ(制作職)のいずれかに業務を代行させること。	業務責任者が不在の場合は、広報・営業担当者、企画・制作担当者、及び運営スタッフ(有資格者)のいずれかに業務を代行させること。
15	139_(参考4-6)振興会が行った事前協議の概要	3		都市計画法に基づく開発許可	振興会が行った事前協議内容 建築物の建築自体と不可分な掘削や外構工事は開発行為に該当しない。 なお、国が開発行為を行う場合は、協議により開発許可があったものとみなすこととしており、本事業はこれに準ずる。 選定事業者が行う手続 開発許可を要する場合、千代田区との協議に関する協力を行う。	振興会が行った事前協議内容 建築物の建築自体と不可分な掘削や外構工事は開発行為に該当しない。開発行為の対象となるかについては、事業者の計画によるため、千代田区との事前協議が必要。 なお、千代田区HPに「都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」が掲載されている。 選定事業者が行う手続 開発許可を要するか千代田区と事前協議を行う。 開発許可を要する場合、千代田区に対し、所要の許可申請手続を行う。
16	様式C-3 添付①	-	-	-	(「施設費に係る消費税等」H列11行目 記載なし)	(「施設費に係る消費税等」H列11行目に斜線追加)

国立劇場再整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
17	様式C-3添付①	-	-	-	(U列30行目コメント) <u>令和11年度の上期について、国立劇場における業務は開業準備支援業務費に計上すること。</u>	(削除)
18	様式C-3添付①	-	-	-	(U列38行目コメント) <u>令和11年度の上期は開業準備支援業務費に計上すること。</u>	(削除)
19	様式C-3添付①	-	-	-	(「普及発信施設の企画・制作業務費」U列39行目 記載なし)	(「普及発信施設の企画・制作業務費」U列39行目に斜線追加)